

## 平成 29 年度若年求職者バウチャー事業 利用者募集要項

栃木県では、就職を希望する若者を対象に、バウチャー（利用券）を交付して職業訓練の受講費用を助成し、各自が作成するキャリアプラン（自分のこれからの仕事への目標と目標達成に必要な能力開発等の計画）に沿って就職を目指す「若年求職者バウチャー事業」の利用者を募集します。キャリアプランの作成や求職活動等、あらゆる場面で、とちぎジョブモールのキャリアカウンセラーが支援します。

### 1 事業の目的

就労不安定な若者等を対象として、キャリアカウンセリング及び自らの選択に基づく「若年求職者バウチャー（職業訓練利用券）」（以下「バウチャー」という。）を利用した民間職業訓練の受講によって、若者の就労意欲及び職業能力を高め、一人ひとりが希望する職業に就けるよう支援するとともに、本県の企業・産業を担う若手人材を育てることを目的とします。

### 2 事業の概要

- (1) 就労不安定な若者及び職に就いていない若者で、キャリアカウンセリングの結果、職業訓練受講の必要性が認められた方に対し、バウチャーを交付します。
- (2) バウチャーの利用者は、あらかじめ指定された訓練施設及び訓練コースの中から自らのニーズ等に基づき、特定の訓練施設及びコースを選択し、受講します。
- (3) 受講者は、受講費用の 2 分の 1 の額（限度額 75,000 円）の支払いにバウチャーを充当できます。県は、バウチャーと引き換えに当該代金を訓練施設に支払うことにより、利用者の費用負担を軽減して、利用者のキャリア形成を支援します。
- (4) 受講の前後を通して、利用者に対しキャリアカウンセリングや必要な情報提供を実施し、訓練による能力開発と就職までの支援を効果的に行います。

### 3 応募資格

次の条件をすべて満たすことが必要です。

- (1) 栃木県内に居住していること。
- (2) 雇用保険における教育訓練給付制度及び短期訓練受講費の支援を受けることができないこと。
- (3) 45 歳未満の無業又は不安定就労（短時間労働、期限付就労等）の者であること。（年齢は、平成 29 年 4 月 2 日現在の年齢）
- (4) 高校、専門学校、大学等に在籍していないこと。（学生でないこと）
- (5) 栃木県内において正規雇用で就職することを希望していること。
- (6) 過去に栃木県から「職業訓練バウチャー」の交付を受けていないこと。

### 4 利用定員

定員は年間 60 名を想定していますが、既定の予算に達した時点で、締め切ります。

### 5 バウチャーの効果

- (1) 給付額は、受講料、入校料及びテキスト代の合計額の 2 分の 1 に相当する額（1 円未満切捨て）です。ただし、給付の上限額を 75,000 円とします。
- (2) バウチャーの効力は、利用者の訓練修了をもって発効します。したがって、訓練修了に至らない場合は、それまでの訓練に要した費用全額を利用者が支払わなくてはなりません。
- (3) バウチャーは、キャリアカウンセリングを通じて利用者が自ら選択した訓練コースでのみ使えるものとし、バウチャー交付後の訓練コース等の変更はできません。

## 6 受講できる訓練コース

県があらかじめ募集の上指定した訓練コースの中から、利用者が 1 つを選択します。平成 30 年 3 月 31 日までに受講を開始する必要があります。

## 7 バウチャー利用の条件

- (1) キャリアカウンセリングを受け、就労のために職業訓練が必要と認められること。
- (2) キャリアカウンセリングを通じて作成したキャリアプランに沿って、目標達成を目指すこと。
- (3) 訓練前、訓練中、訓練後の各段階においてキャリアカウンセリングを受けること。
- (4) 訓練機関から求められる自己負担金を支払うこと。
- (5) 誠実に訓練を受講して訓練コースの修了証を得ること。
- (6) 若年求職者バウチャー事業就職状況報告書を修了後 3 ヶ月ごとに提出すること。
- (7) 県が実施する、本事業に係るアンケートに協力すること。
- (8) その他誠意をもって行動することを基本とし、書類偽造や転売等悪用の事実が判明したときは、それまでに認められた権利を取り消し、それに伴って新たな負担や責任が生じる場合があります。

## 8 バウチャーの利用に係る手続きの流れ

### (1) 利用申込

利用申込書をとちぎジョブモールへ郵送、FAX、電子メール又は持参してください。必要書類はホームページからダウンロードすることができます。なお、若年求職者バウチャー事業を利用するには、とちぎジョブモールへの利用者登録が必要です。若年求職者バウチャー事業利用申込書がとちぎジョブモール利用者登録票を兼ねています。

### (2) キャリアカウンセリングの実施

- ・ 利用申込書提出後、とちぎジョブモールから連絡がありますので、日程を予約の上キャリアカウンセリングにお越しください。
- ・ 初回のキャリアカウンセリングにおいて、身分証明書（免許証、保険証等）を提示し、「カウンセリング利用カード」の交付を受けてください。
- ・ キャリアカウンセラーと相談しながらキャリアプランを作成します。キャリアカウンセラーが必要と判断した場合、各種事業への参加を勧奨します。
- ・ キャリアカウンセリングの結果職業訓練が必要であると判断された場合にバウチャーが交付されます。利用申込を行った方すべてにバウチャーが交付されるわけではありません。

### (3) 交付申請

職業訓練が必要であると判断された場合は、交付申請書を提出します。

### (4) 訓練受講

- ・ バウチャー交付後、訓練施設において、身分証明書（免許証、保険証等）を提示の上、バウチャーを提出し受講申込を行ってください。バウチャーの給付額を差し引いた自己負担金を訓練施設が認める方法により支払ってください。
- ・ 受講を開始したとき又は訓練を修了したときは、いずれも速やかにその旨を担当キャリアカウンセラーに連絡してください。受講を開始したとき、修了が予定より大幅に遅れるとき、訓練を修了したとき又は訓練を中断するときは、いずれも速やかにその旨を担当キャリアカウンセラーに連絡してください。
- ・ 訓練受講期間中も就職支援のため、キャリアカウンセリングを実施します。とちぎジョブモールから連絡がありますので、日程を予約の上お越しください。

(5) 求職活動

修了後、就職支援のため、キャリアカウンセリングを実施します。とちぎジョブモールから連絡がありますので、日程を予約の上お越してください。

(6) 若年求職者バウチャー事業就職状況報告書の提出等

若年求職者バウチャー事業就職状況報告書を訓練修了から就職が決定するまで、修了後3ヶ月ごと(3ヶ月・6ヶ月・9ヶ月・12ヶ月)にジョブモールに提出してください。

(7) アンケートの実施

事業の検証のため、アンケートを実施することがありますので、御協力をお願いします。

## 9 個人情報の取り扱い

本事業を通じて収集した個人情報は、就職支援を含む本事業以外の目的に使用することはありません。なお、本事業の目的達成に必要な範囲において、受講する訓練施設に情報提供をすることがあります。(訓練修了支援のため、受講する訓練施設から情報収集をすることがあります。)

### 【問い合わせ・申込先】

とちぎジョブモール

〒321-0964 宇都宮市駅前通り 1-3-1 KDX宇都宮ビル1階

TEL:028-623-3226 FAX:028-623-3236

E-mail:tochigi-shushoku1@sirius.ocn.ne.jp

とちぎの就職支援サイト 「<sup>わ</sup>WORK <sup>わ</sup>WORK とちぎ」

URL:<http://www.tochigi-work2.net/>